エタノール製造	化学物質等投入	1.44
	製造に要するエネルギー消費	10.08
エタノール輸送	アメリカ国内	3.09
	海上（アメリカ～日本）	7.90
合計		43.15

2．ブラジル産サトウキビ由来エタノール及びアメリカ産トウモロコシ由来エタノールについて、直接土地利用変化を伴う場合の既定値は、表3又は表4に掲げるＧＨＧ排出量を、それぞれ表1又は表2の合計値に加算したものとする。

表3　ブラジル産サトウキビ由来エタノールの既定値（直接土地利用変化）

	ＧＨＧ排出量（g CO2eq／ＭＪ）
土地利用変化なし（既存農地）	0
土地利用変化あり　草地からの転換	0
土地利用変化あり　森林からの転換	248.7

表4　アメリカ産トウモロコシ由来エタノールの既定値（直接土地利用変化）

	ＧＨＧ排出量（g CO2eq／ＭＪ）
土地利用変化なし（既存農地）	0
土地利用変化あり　草地からの転換	44.8
土地利用変化あり　森林からの転換	230.8

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、公布の日から施行する。

（非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準の廃止）

第二条　非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成二十二年経済産業省告示第二百四十二号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　この告示の規定は、この告示の施行の日以降において利用した非化石エネルギー源について適用し、この告示の施行の日の前日までに利用した非化石エネルギー源に関する石油精製業者の判断の基準については、なお従前の例による。

2　平成三十年四月一日からこの告示の施行の日の前日までに利用した非化石エネルギー源の量については、平成三十年度の非化石エネルギー源の利用の目標を達成するために利用した量とみなすものとする。

（検討）

第四条　この告示の1．備考vi）の規定については、この告示の施行後二年以内に、この告示の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○環境省告示第三十八号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十一号）附則第二条第一項及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第六条第四項において準用する同条第一項の規定に基づき、希少野生動植物種保存基本方針（平成四年総理府告示第二十四号）の全部を次のとおり変更したので、同条第四項において準用する同条第三項の規定により公表する。

平成三十年四月十七日

環境大臣　中川　雅治

希少野生動植物種保存基本方針

第一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

1　野生動植物の種の保存に関する基本認識

野生動植物は、人類の生存の基盤である生態系の基本的構成要素であり、日光、大気、水、土とあいまって、物質循環やエネルギーの流れを担うとともに、その多様性によって生態系のバランスを維持している。野生動植物はまた、食料、衣料、医薬品等の資源として利用されるほか、学術研究、芸術、文化の対象として、さらに生活に潤いや安らぎをもたらす存在として、人類の豊かな生活に欠かすことのできない役割を果たしている。

野生動植物の世界は、生態系、生物群集、種、個体群等様々なレベルで成り立っており、それぞれのレベルでその多様性を確保する必要があるが、中でも種は、野生動植物の世界における基本単位であり、人類共通の財産である生物の多様性を確保する観点からも、その保存は極めて重要である。

しかし、今日、様々な人間活動による圧迫に起因し、多くの種が絶滅し、また、絶滅のおそれのある種が数多く生じている。種の絶滅は野生動植物の多様性を低下させ、森林、里山、農地、河川、湖沼、湿原、海岸、浅海、海洋等の多様な生態系のバランスを変化させるおそれがあるばかりでなく、人類が享受することができる様々な恩恵を永久に消失させる。現在と将来の人類の豊かな生活を確保するために、人為の影響による野生動植物の種の絶滅の防止に緊急に取り組むことが求められている。

なお、種の絶滅の防止に当たっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種（以下「絶滅危惧種」という。）の個体数の減少を防止し、又は回復を図ることにより、種の絶滅を回避し、最終的に本来の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）における当該種の安定的な存続を確保することを目標とする。

2　絶滅危惧種の保存施策の基本的考え方

今日、野生動植物の種を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅、里地里山などの利用・管理の不足による生息・生育環境の悪化、外来種による捕食等の影響又は化学物質による環境汚染等である。種を絶滅の危機から救うためには、これらの圧迫要因を除去又は軽減するとともに、保存を図ろうとする種の生態的特性などの生物学的知見に基づき、その個体の生息又は生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。

このため、生物学的知見に基づき、また、種を取り巻く社会的状況を考慮した上で、絶滅危惧種の個体等の捕獲、譲渡し及び生息地等における行為を適切に規制する等の措置を講ずる。さらに、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、餌条件の改善、飼育・栽培下における繁殖等個体の繁殖の促進のための事業、生息・生育環境の維持・整備等の事業を推進する。

絶滅危惧種の保存は、国際的にも緊急の課題であり、我が国も積極的な協力が求められている。このため、本邦における絶滅危惧種のみならず、国際条約等に基づき我が国がその保存に責任を有する種についても、輸出入及び譲渡し等を規制する措置を講ずる。

絶滅危惧種の保存施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、絶滅危惧種に係る基礎的な資料として、絶滅のおそれを評価した野生動植物の種のリスト（以下「レッドリスト」という。）を作成するほか、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。